

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(連結申告用)

《令和4年4月1日以後終了連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書(連結申告用)」を作成する際にご参照ください。

なお、連結納税制度の適用を受けている法人は、原則として、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度から連結納税制度に代えてグループ通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。通算法人として申告を行う場合の適用額明細書は「適用額明細書(連結申告以外の申告用)」を使用し、記載要領についても「適用額明細書の記載の手引(連結申告以外の申告用)」をご参照ください。

令和4年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

電子帳簿等保存制度を利用して、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら → 国税庁 電子帳簿保存法

検索

